

議第77号

旧山形県県民会館解体工事請負契約の締結について

県は、次により請負契約を締結することができる。

- 1 工 事 名 旧山形県県民会館解体工事
- 2 工 事 場 所 山形市七日町地内
- 3 工 期 着工 契約の効力の発生する日の翌日  
完成 令和5年7月31日
- 4 契 約 金 額 568,920,000円
- 5 契約の相手方 山形市清住町一丁目2番18号  
山形建設・井上工業特定建設工事共同企業体  
代表者 山形市清住町一丁目2番18号  
山形建設株式会社  
代表取締役社長 後 藤 完 司  
山形市久保田二丁目1番47号  
井上工業株式会社  
代表取締役社長 佐々木 勝 則

提 案 理 由

旧山形県県民会館解体工事について請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものである。

議第78号

東北農林専門職大学（仮称）校舎新築（建築）工事請負契約の締結について

県は、次により請負契約を締結することができる。

- 1 工 事 名 東北農林専門職大学（仮称）校舎新築（建築）工事
- 2 工 事 場 所 新庄市大字角沢地内
- 3 工 期 着工 契約の効力の発生する日の翌日  
完成 令和5年12月22日
- 4 契 約 金 額 2,145,000,000円
- 5 契 約 の 相 手 方 新庄市大字鳥越1780番地1  
沼田建設・丸充建設特定建設工事共同企業体  
代表者 新庄市大字鳥越1780番地1  
沼田建設株式会社  
代表取締役社長 金 田 孝 司  
新庄市大字鳥越1821番地  
丸充建設株式会社  
代 表 取 締 役 佐 藤 雅 紀

提 案 理 由

東北農林専門職大学（仮称）校舎新築（建築）工事について請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものである。

議第79号

一般県道余目松山線道路改築事業庄内橋橋梁下部工事（P4）請負契約の一部変更について

一般県道余目松山線道路改築事業庄内橋橋梁下部工事（P4）請負契約の一部を次のように変更する。

議決年月日及び番号	内 容		
	事 項 名	変 更 前	変 更 後
令和3年2月24日 議第25号	契約金額	937,794,000円	963,251,300円

提 案 理 由

工事を実施した結果、設計の一部を変更して実施する必要があるので提案するものである。